

第2期釜石市子ども・子育て支援事業計画

■目標事業量

指 標	事業の内容	単位	R2年度 実績	R3年度 見込	R3年度 実績	R4年度 見込	R5年度 見込	R6年度 見込
幼児期の学校教育・保育								
1号・2号(幼稚園)	子ども・子育て支援新制度では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分を設定しております。1号認定子どもは3～5歳児で教育を希望する子ども、2号認定子どもは3～5歳児で保育の必要な子ども、3号認定子どもは0～2歳児で保育の必要な子どもを指します。 ()内の数値は、幼稚園・保育所等の利用定員を示します。利用見込人数が定員を上回っている部分は、定員見直しを施設に働きかけ協議を行うこととし、定員枠を超えた場合でも、定員の弾力化と余裕のある年齢層との調整など柔軟な受け入れを実施します。 ※保育型児童館は子ども・子育て支援新制度へ移行していませんが、本計画の見込及び実績値には保育型児童館の入所児も含んでおります。	人 (利用定員)	138 (309)	190 (299)	104 (276)	192 (299)	190 (299)	188 (299)
2号(上記以外)		人 (利用定員)	456 (476)	380 (466)	424 (461)	385 (456)	381 (446)	377 (436)
3号(1・2歳児)		人 (利用定員)	245 (259)	258 (258)	221 (249)	252 (258)	247 (258)	243 (258)
3号(0歳児)		人 (利用定員)	91 (87)	124 (93)	94 (82)	122 (103)	119 (113)	127 (84)
地域子ども・子育て支援事業								
利用者支援事業	母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するために、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施する事業です。	か所	1	1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業	乳幼児や保護者が交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。釜石市には5か所の子育て支援センターがあります。	人回 (か所)	4,801 (5)	10,108 (5)	3,831 (5)	9,828 (5)	9,621 (5)	9,465 (5)
妊婦健診	妊婦の健康の保持及び増進を図り、安全で安心して妊娠、出産するための事業です。釜石市では医療機関に委託して健診を実施しており、14回までの公費助成を行っています。	人	281	269	220	265	259	256
乳幼児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。	人	132	183	146	180	176	174
養育支援訪問事業 (養育訪問相談)	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保するための事業です。	人	83	65	43	65	65	65
子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、当該児童を児童福祉施設において一定期間、養育(短期入所生活援助及び夜間養護当)をする事業です。	人日	9	38	0	38	38	38
ファミリー・サポート・センター事業 (釜石ゆいっこサポートセンター)	子育ての援助をしてほしい人と子育てを援助したい人を会員として、会員組織による地域の子育てを支え合う事業です。	人日 (就学児)	0	6	0	6	6	6
一時預かり事業	保護者の疾病や親族の看護など、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業所その他の場所において一時的に預かる事業です。	人日	3,232	5,531	2,138	5,517	5,426	5,359
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間を延長して認定こども園や保育所等において保育を実施する事業です。	人	252	288	238	281	274	267
病後児保育事業	保護者が就労している場合等、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合、病院・保育所等において病児の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行う事業です。市では、病後児保育及び体調不良児型保育を実施しています。	人日	7 (246)	190 (360)	17 (412)	190 (360)	190 (360)	190 (360)
体調不良児対応型保育事業	()内の数値は年間利用可能延べ人数を示します。	人日	55 (964)		100 (1,199)			
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により居間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供することで、その健全な育成を図る事業です。	人	495	534 (567)	535	502 (567)	504 (567)	487 (567)